令和８年６月１日から
入院時の食費の負担額が変わります。

・令和８年６月１日から、入院時の食事代について引き上げられることとなりました。
詳細につきましては下記のとおりです。

【入院時１食あたりの負担額】

区分		令和８年 ５月３１日まで	令和８年 ６月１日から
①	一般の方	５１０円	５５０円
②	指定難病患者又は小児慢性特定疾病児童等（③④⑤のいずれにも該当しない方）	３００円	３３０円
③	住民税非課税の世帯に属する方（④⑤を除く）	２４０円	２７０円
④	③のうち、９０日を超える方	１９０円	２２０円
⑤	③のうち、所得が一定基準に満たない方など	１１０円	１３０円

※④に該当する方は、加入されている医療保険の保険者が発行する
減額認定証を会計窓口に提出してください。

独立行政法人 国立病院機構
Ishikawa Hospital 石川病院